

## 開発に係る下水道本管等の設計方針

### 1. 全体配置計画

- (1) 下水道本管は、原則として開発道路線形に合わせた配置する。また、道路線形が折れている箇所については、適切なタイプのマンホールを設置する等、維持管理を容易に行えるようにする。  
他の要因により上記の配置が難しい場合は、下水道管理者と協議の上、他の占用物（側溝・水道・ガス等）と平面交差等を少なくするなどの配慮を行う。
- (2)  $\phi 250\text{mm}$  以下の起点マンホールは0号以上、 $\phi 450\text{mm}$  以下の会合点は1号マンホールとする。
- (3) 公共汚水柵は、官民境界から1m以内に設置することを基本とする。
- (4) 公共汚水柵には防護蓋（多治見市デザイン）を設置すること。ただし、汚水柵に確実に車両がのらないことが判明している場合は、その限りではない。
- (5) 下水道本管の縦断計画は、既設マンホールの高さを基準として高さ（計画高）を設定する。

### 2. 構造上の注意点

- (1) 本管の最小口径は、分流地区で $\phi 200$ 、合流地区では $\phi 250$ を基本とする。
- (2) 汚水管の余裕率（ $\phi 700\text{mm}$ 未満）は100%見込むため、汚水処理面積が大きくなる場合には、流量計算を行い確認する。
- (3) 汚水本管はリブ付き硬質塩化ビニル管（PRP）を基本とし、砕石基礎 $360^\circ$ 巻きとする。
- (4) 他の構造物との離隔は、30cm以上を基本とする。
- (5) 本管の最小勾配は、硬質塩化ビニル管（リブ付き含む）の場合は4.0%とする。
- (6) その他詳細に関しては、『多治見市下水道設計基準』及び『グランドマンホール設置基準書』を遵守するもの。

### ○. その他

- (1) 下水道本管の設置を計画する場合は、計画案ができた段階で、下水道管理者と事前協議を行うこと。その場合、他の道路占用物の配置状況が分かる図面も提示すること。